

東毛流域下水道(桐生処理区)関連桐生市公共下水道事業変更計画書

流域関連公共下水道管理者 桐 生 市 長

工事着手の年月日 昭和 57 年 2 月 12 日

工事完成の予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日
令和 13 年 3 月 31 日

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書（污水）					
予定処理区域の面積		約 1,868 ヘクタール 約 1,826 ヘクタール	予定処理区域内の地名		群馬県桐生市 区域は下水道計画一般図表示のとおり
処理分区の名称	面積 (単位：ヘクタール)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域 下水道幹線名	摘 要
桐生第1 処理分区	77 74	桐-1	桐生市 相生町二丁目	大間々・ 相生幹線	流入水量(日最大) 2,143 m ³ /日 1,113 m ³ /日 230 mg/L BOD : 209 mg/L 154 mg/L SS : 166 mg/L
桐生第2 処理分区	70 57	桐-2	桐生市 川内町三丁目	高津戸・ 川内幹線	流入水量(日最大) 674 m ³ /日 817 m ³ /日 235 mg/L BOD : 215 mg/L 158 mg/L SS : 189 mg/L
桐生第3 処理分区	139 114	桐-3	桐生市 川内町三丁目	高津戸・ 川内幹線	流入水量(日最大) 1,100 m ³ /日 2,193 m ³ /日 237 mg/L BOD : 210 mg/L 162 mg/L SS : 172 mg/L
桐生第4 処理分区	73	桐-4	桐生市 相生町三丁目	高津戸・ 川内幹線	流入水量(日最大) 892 m ³ /日 374 m ³ /日 245 mg/L BOD : 224 mg/L 216 mg/L SS : 222 mg/L
桐生第5 処理分区	107	桐-5	桐生市 相生町三丁目	高津戸・ 川内幹線	流入水量(日最大) 1,243 m ³ /日 959 m ³ /日 205 mg/L BOD : 208 mg/L 207 mg/L SS : 163 mg/L
桐生第6 処理分区	109 108	桐-6	桐生市 相生町二丁目	大間々・ 相生幹線	流入水量(日最大) 2,064 m ³ /日 1,223 m ³ /日 281 mg/L BOD : 212 mg/L 197 mg/L SS : 178 mg/L
桐生第7 処理分区	50 51	桐-7	桐生市 相生町二丁目	大間々・ 相生幹線	流入水量(日最大) 694 m ³ /日 706 m ³ /日 216 mg/L BOD : 209 mg/L 160 mg/L SS : 168 mg/L
桐生第8 処理分区	67	桐-8	桐生市 広沢町一丁目	大間々・ 相生幹線	流入水量(日最大) 1,091 m ³ /日 793 m ³ /日 308 mg/L BOD : 210 mg/L 152 mg/L SS : 170 mg/L

(第1表の1) 2/2

処理分区の名称	面積 (単位：ヘクタール)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域 下水道幹線名	摘 要
桐生第9 処理分区	477	桐-9	桐生市 広沢町四丁目	大間々・ 相生幹線	流入水量(日最大) 8,806 m ³ /日 5,674 m ³ /日 282 mg/L BOD : 208 mg/L 210 mg/L SS : 164 mg/L
桐生第10 処理分区	71 69	桐-10	桐生市 広沢町間ノ島	大間々・ 相生幹線	流入水量(日最大) 1,234 m ³ /日 915 m ³ /日 274 mg/L BOD : 207 mg/L 159 mg/L SS : 162 mg/L
桐生第11 処理分区	87	桐-11	桐生市 広沢町五丁目	大間々・ 相生幹線	流入水量(日最大) 880 m ³ /日 720 m ³ /日 255 mg/L BOD : 209 mg/L 173 mg/L SS : 169 mg/L
桐生第12 処理分区	85 82	桐-12	桐生市 広沢町五丁目	大間々・ 相生幹線	流入水量(日最大) 1,575 m ³ /日 1,210 m ³ /日 275 mg/L BOD : 212 mg/L 174 mg/L SS : 178 mg/L
桐生第13 処理分区	100 102	桐-13	桐生市 広沢町六丁目	大間々・ 相生幹線	流入水量(日最大) 1,951 m ³ /日 863 m ³ /日 430 mg/L BOD : 218 mg/L 143 mg/L SS : 201 mg/L
新里第1 処理分区	248	新-1	桐生市新里町 新川字磯	新里・ 笠懸幹線	流入水量(日最大) 1,708 m ³ /日 1,577 m ³ /日 210 mg/L BOD : 206 mg/L 166 mg/L SS : 156 mg/L
新里第2 処理分区	109	新-2	桐生市新里町 新川字八幡原	新里・ 笠懸幹線	流入水量(日最大) 1,178 m ³ /日 1,048 m ³ /日 207 mg/L BOD : 206 mg/L 167 mg/L SS : 156 mg/L

注) 新里第1処理分区及び新里第2処理分区は特定環境保全公共下水道である。

ただし、十三塚地区農業集落排水処理施設(新里第1処理分区)の流域下水道への編入においては、同施設の財産処分承認後、下水道事業として接続工事等を実施する。

予定排水区域及び放流箇所調書（雨水）						
予定排水区域の面積		約 1,500 ヘクタール		予定排水区域内の地名		群馬県桐生市 区域は下水道計画一般図表示のとおり
処理分区の名称	面積 (単位：ヘクタール)	放流箇所の番号	放流箇所の位置	放流先の名称	摘要	
山田川 排水区	72	—	川内町二丁目 川内町二丁目 川内町二丁目	山田川		
山田川第二 排水区	9	山 2	川内町五丁目	山田川		
赤城川 排水区	1	—	川内町四丁目	赤城川		
金屑川 排水区	1	—	川内町五丁目	金屑川		
渡良瀬川 第一排水区	3	—	川内町四丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第二排水区	6	渡 1	川内町四丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第三排水区	10	渡 2	川内町四丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第四排水区	8	—	川内町三丁目 川内町四丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第五排水区	31	渡 3	川内町三丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第六排水区	17	渡 4	川内町三丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第七排水区	47	渡 7	相生町四丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第八排水区	15	—	相生町三丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第九排水区	22	渡 5	相生町二丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第十排水区	6	—	相生町三丁目	渡良瀬川		
渡良瀬川 第十一排水区	123	加 1 加 2 渡 6	広沢町六丁目 広沢町六丁目 広沢町七丁目	加茂入沢 加茂入沢 渡良瀬川		

(第1表の2) 2/3

処理分区の名称	面積 (単位：ヘクタール)	放流箇所の番号	放流箇所の位置	放流先の名称	摘 要
小倉川第一排水区	4	小 1	川内町一丁目	小倉川	
小倉川第二排水区	18	小 2	川内町一丁目	小倉川	
小倉川第三排水区	1	小 3	川内町一丁目	小倉川	
小倉川第四排水区	17	小 4	川内町二丁目	小倉川	
小倉川排水区	47	—	川内町一丁目	小倉川	
岡登排水区	119	岡 1	相生町三丁目	渡良瀬川	
相生排水区	246	相 1	相生町一丁目	渡良瀬川	
相生第二排水区	134	—	相生町二丁目	相生1号雨水幹線 ～接続	
広沢川第一排水区	57	広 1	広沢町二丁目	広沢川	
広沢川第二排水区	22	広 2	広沢町二丁目	広沢川	
広沢川第三排水区	21	広 3	広沢町二丁目	広沢川	
広沢川第四排水区	199	広 4	広沢町四丁目	広沢川	
広沢川第五排水区	26	広 5	広沢町間ノ島	広沢川	
広沢川第六排水区	45	榎 1 広 6	広沢町四丁目 広沢町五丁目	榎入沢 広沢川	
広沢川排水区	66	—	広沢町二丁目 広沢町三丁目	広沢川	

(第1表の2) 3/3

処理分区の名称	面積 (単位：ヘクタール)	放流箇所の番号	放流箇所の位置	放流先の名称	摘要
八幡沢第一排水区	6	八 1	広沢町三丁目	八幡沢	
八幡沢排水区	15	—	広沢町三丁目	八幡沢	
姥沢第一排水区	17	姥 1	広沢町四丁目	姥沢	
姥沢排水区	11	—	広沢町四丁目	姥沢	
新田堀排水区	60	—	広沢町六丁目 広沢町七丁目	新田堀	
唐沢排水区	2	—	広沢町七丁目	唐沢	

(第3表) 1/2

吐 口 調 書							
排水区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	放流先の水位	摘 要
山田川第二排水区	分流式雨水管渠	山 2	川内町五丁目	2.057m ³ /秒	山田川	H.W.L Y.P.+152.645	
渡良瀬川第二排水区	分流式雨水管渠	渡 1	川内町四丁目	3.241m ³ /秒	渡良瀬川	H.W.L Y.P.+139.534	
渡良瀬川第三排水区	分流式雨水管渠	渡 2	川内町四丁目	3.313m ³ /秒	渡良瀬川	H.W.L Y.P.+138.347	
渡良瀬川第五排水区	分流式雨水管渠	渡 3	川内町三丁目	4.601m ³ /秒	渡良瀬川	H.W.L Y.P.+134.533	
渡良瀬川第六排水区	分流式雨水管渠	渡 4	川内町三丁目	2.690m ³ /秒	渡良瀬川	H.W.L Y.P.+131.121	
渡良瀬川第七排水区	分流式雨水管渠	渡 7	相生町四丁目	7.521m ³ /秒	渡良瀬川	H.W.L Y.P.+139.164	樋門樋管の目視・作動点検を1回/年実施
渡良瀬川第九排水区	分流式雨水管渠	渡 5	相生町二丁目	3.164m ³ /秒	渡良瀬川	H.W.L Y.P.+123.143	樋門樋管の目視・作動点検を4回/年実施
渡良瀬川第十一排水区	分流式雨水管渠	加 1 加 2 渡 6	広沢町六丁目 広沢町六丁目 広沢町七丁目	8.170m ³ /秒 2.444m ³ /秒 31.803m ³ /秒	加茂入沢 加茂入沢 渡良瀬川	— — Y.P.+70.907	樋門樋管の目視・作動点検を4回/年実施
小倉川第一排水区	分流式雨水管渠	小 1	川内町一丁目	2.544m ³ /秒	小倉川	—	
小倉川第二排水区	分流式雨水管渠	小 2	川内町一丁目	7.527m ³ /秒	小倉川	—	
小倉川第三排水区	分流式雨水管渠	小 3	川内町一丁目	2.502m ³ /秒	小倉川	—	
小倉川第四排水区	分流式雨水管渠	小 4	川内町二丁目	17.670m ³ /秒	小倉川	—	
岡登排水区	分流式雨水管渠	岡 1	相生町三丁目	17.327m ³ /秒	渡良瀬川	H.W.L Y.P.+130.370	樋門樋管の目視・作動点検を4回/年実施
相生排水区	分流式雨水管渠	相 1	相生町一丁目	61.589m ³ /秒	渡良瀬川	H.W.L Y.P.+116.216	樋門樋管の目視・作動点検を1回/年実施
相生第二排水区	分流式雨水管渠	—	相生町二丁目	15.919m ³ /秒	相生1号雨水幹線	—	

吐口調書において、放流先の水位は河川整備計画を参照している。表示が「—」の箇所については、放流先が小河川や普通河川であり、河川整備計画が策定されていない。今後、雨水管理総合計画を策定する予定であり、策定時に改めて計画高水位を設定する。

(第3表) 2/2

吐 口 調 書							
排水区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	放流先の水位	摘 要
広沢川第一排水区	分流式雨水管渠	広 1	広沢町二丁目	22.858m ³ /秒	阿佐美放水路	—	
広沢川第二排水区	分流式雨水管渠	広 2	広沢町二丁目	3.300m ³ /秒	阿佐美放水路	—	
広沢川第三排水区	分流式雨水管渠	広 3	広沢町二丁目	5.312m ³ /秒	広沢川	H. W. L Y. P. +100.137	
広沢川第四排水区	分流式雨水管渠	広 4	広沢町四丁目	23.059m ³ /秒	広沢川	H. W. L Y. P. +90.773	樋門樋管の目視・作動点検を1回/年実施
広沢川第五排水区	分流式雨水管渠	広 5	広沢町間ノ島	3.690m ³ /秒	広沢川	H. W. L Y. P. +88.103	樋門樋管の目視・作動点検を1回/年実施
広沢川第六排水区	分流式雨水管渠	榎 1 広 6	広沢町四丁目 広沢町五丁目	2.610m ³ /秒 10.629m ³ /秒	榎入沢 広沢川	— Y. P. +87.149	樋門樋管の目視・作動点検を1回/年実施
八幡沢第一排水区	分流式雨水管渠	八 1	広沢町三丁目	2.040m ³ /秒	八幡沢	—	
姥沢第一排水区	分流式雨水管渠	姥 1	広沢町四丁目	4.221m ³ /秒	姥 沢	—	

吐口調査において、放流先の水位は河川整備計画を参照している。表示が「—」の箇所については、放流先が小河川や普通河川であり、河川整備計画が策定されていない。今後、雨水管理総合計画を策定する予定であり、策定時に改めて計画高水位を設定する。

(第4表の1)

管 渠 調 書 (汚 水)				
処理分区の名称	主要な管渠の 内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所 の数	摘 要
桐生第1処理分区	⊙200～⊙500	520	—	
桐生第2処理分区	⊙200～⊙300	1,350 600	—	
桐生第3処理分区	⊙200～⊙600	2,430 1,360	—	
桐生第4処理分区	⊙250～⊙450	1,650	1箇所	方法：マンホールからの目視 又はテレビカメラ調査 頻度：5年に1回以上 圧送先①
桐生第5処理分区	⊙100～⊙400	2,130	1箇所	方法：マンホールからの目視 又はテレビカメラ調査 頻度：5年に1回以上 圧送先②
桐生第6処理分区	⊙250～⊙450	1,180	—	
桐生第7処理分区	⊙250	320	—	
桐生第9処理分区	⊙200～⊙1000	6,450	—	
桐生第10処理分区	⊙250	140	—	
桐生第11処理分区	⊙250～⊙300	780	—	
桐生第12処理分区	⊙250～⊙300	330	—	
桐生第13処理分区	⊙300～⊙400	440	—	
新里第1処理分区	⊙200～⊙450	6,750	1箇所	方法：マンホールからの目視 又はテレビカメラ調査 頻度：5年に1回以上 圧送先③ 桐生水質浄化センターへの汚 水受け入れに伴い、十三塚地 区農業集落排水処理施設を廃 止。
新里第2処理分区	⊙200～⊙400	1,650	—	
合 計		26,120 24,300	3箇所	

注) 新里第1処理分区及び新里第2処理分区は特定環境保全公共下水道である。

(第4表の2) 1/2

管 渠 調 書 (雨 水)				
排水区の名称	主要な管渠の 内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所 の数	摘 要
山田川第二排水区	□1100×1100 ～ □1300×1300	710	—	
渡良瀬川第二排水区	□1300×1300 ～ □1600×1600	490	—	
渡良瀬川第三排水区	□1400×1400 ～ □1600×1600	360	—	
渡良瀬川第五排水区	⊃1300×1300 ～ □1800×1800	550	—	
渡良瀬川第六排水区	⊃1200×1200 ～ ⊃1400×1400	220	—	
渡良瀬川第七排水区	□1800×1800 ～ □2200×2200	450	—	
渡良瀬川第九排水区	○1500	190	—	
渡良瀬川第十一排水区	⊃1200×1200 ～ 2 □3800×3100	4,940	—	
小倉川第一排水区	⊃1100×1100 ～ ⊃1200×1200	360	—	
小倉川第二排水区	⊃1100×1100 ～ ⊃2056/1200×1070	1,070	—	
小倉川第三排水区	⊃1300×1300 ～ □1300×1300	130	—	
小倉川第四排水区	⊃2700×2700 ～ ⊃2800×2800	1,230	—	
岡 登 排 水 区	○1350 ～ □4500×2400	2,920	—	
相 生 排 水 区	○1350 ～ □6500×3300	6,010	—	
相生第二排水区	□1500×1500 ～ □3000×3000	3,020	—	

(第4表の2) 2/2

管 渠 調 書 (雨 水)				
排水区の名称	主要な管渠の 内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所 の数	摘 要
広沢川第一排水区	⊘1100×1100 ～ □3800×2500	1,540	—	
広沢川第二排水区	□1400×1400 ～ ⊘1500×1500	630	—	
広沢川第三排水区	⊘1100×1100 ～ □1600×1600	430	—	
広沢川第四排水区	⊘1200×1200 ～ □3000×1400	6,680	—	
広沢川第五排水区	⊘1300×1300 ～ □2000×1250	920	—	
広沢川第六排水区	⊘1300×1300 ～ □2800×2300	790	—	
八幡沢第一排水区	⊘1300×1300	260	—	
姥沢第一排水区	⊘1400×1400 ～ ⊘1700×1700	340	—	
合 計		34,240	—	

(第6表)

ポンプ施設調書						
ポンプ施設 の名称	処理分区 の名称	ポンプ施設 の位置	敷地面積 (単位:ヘクタール)	1分間の揚水量 (単位:立方メートル)		摘 要
				晴天時最大	雨天時最大	
相生第1 中継ポンプ場	桐生第4 処理分区	相生町四丁目	約0.061	1.44	1.44	汚水中継 ポンプ
相生第2 中継ポンプ場	桐生第5 処理分区	相生町三丁目	約0.026	0.70	0.70	汚水中継 ポンプ
ポンプ施設の敷地内の主要な施設						
ポンプ施設 の名称	主要な施設 の名称	数	構造	能力	摘要	
相生第1 中継ポンプ場	汚水ポンプ	3台	水中汚水ポンプ	約1.4m ³ /分/台	3/3 内予備1台	
	上 屋	1棟	鉄筋コンクリート造り			
相生第2 中継ポンプ場	汚水ポンプ	2台	水中汚水ポンプ	約0.7m ³ /分/台	2/2 内予備1台	
	上 屋	1棟	鉄筋コンクリート造り			

(様式1) 施設の設置に関する方針

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の 重点化・効率化 の方針	中期目標を 達成するための 主要な事業	備考		
	指標等	現在 令和6 年度末	中期 目標 令和12 年度末	長期 目標					
汚水処理	下水道処理人口普及率		83.5% (83,928人 /100,513人)	89.1% (79,476人 /89,193人)	89.4% (52,013人 /58,203人)	群馬県の汚水処理計画に基づく一体的な汚水処理の構想を目標とし、費用対効果を踏まえた効率的な汚水処理手法を選定して未整備区域の早期普及促進を図る。	川内、相生、広沢地区汚水整備事業		
	管路施設 (管渠)	緊急度Ⅰ～Ⅲ(3つの診断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体でのランクによる判定)	0m	—	—			緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	管渠更生
	管路施設 (マンホール)	健全度Ⅰ(使用できない状態) 健全度Ⅱ(劣化が進行しており早急な対応が必要な状況) 健全度Ⅲ(劣化が進行しており対応が必要な状況) 健全度Ⅳ(劣化が進行しており当面簡易な対応が必要な状況) 健全度Ⅴ(構造・機能上問題はない)	0箇所	—	—			健全度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	
	ポンプ場	健全度Ⅰ(動かない、機能停止) 健全度Ⅱ(設備として機能が發揮できない状態、又はいつ機能停止してもおかしくない状態等) 健全度Ⅲ(設備として劣化が進行しているが機能は確保できる状態) 健全度Ⅳ(設備として安定運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態) 健全度Ⅴ(設置当初の状態での運転上、機能上問題ない)	0箇所	—	—				
浸水対策	都市浸水対策 達成率	一般地区 (計画降雨 63.7mm/h、1/5)	35.1% (862.80ha/ 2,455.08ha)	35.6% (873.00ha/ 2,455.08ha)	100% (2,455.08ha/ 2,455.08ha)	当該計画処理区において浸水実績はないが、「都市浸水対策における重要な排水区」のなかで道路冠水実績のある被害リスクの高い箇所から優先的に整備を行う。	浸水対策事業		
耐水化	—						桐生市耐水化計画において相生第1中継ポンプ場及び相生第2中継ポンプ場は浸水しないため対象外。		
耐震化	災害発生時に 機能確保率	主要な管渠	14.5% (9.2km /63.6km)	22.0% (14.0km /63.6km)	100% (63.6km /63.6km)	処理施設を有する処理区の揚水機能消毒機能確保など優先度の高い施設から順次耐震化を実施する。	減災対策対応		
		ポンプ場	0% (0/2)	0% (0/2)	100% (2/2)		減災対策対応		
高度処理	—								
合流式下水道の改善	—								
汚泥の再生利用	—								
その他	—								

(様式2) 施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の計画
管渠施設	腐食の恐れが大きい主要な管路施設の管渠、マンホール（蓋を含む）を対象に、5年に一度、目視点検及び管口カメラによる点検を実施する。 また、状態監視保全に位置付けた管路施設を対象に、30年に一度TVカメラ等による調査を実施する。
汚水ポンプ施設 (ポンプ本体)	予防保全対策施設のうち、機械設備は状態監視保全、電気設備は時間計画保全とし、目視・聴覚による日常点検や定期点検、法定点検を実施し、状況により臨時点検を実施する。 また、ストックマネジメント全体計画期間（30年）における改築時期に合わせて調査を実施する。

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	計画期間内に75年を経過または緊急度Ⅰ、Ⅱで改築を実施する。 マンホール（蓋を含む）及び取付管は、健全度2以下で改築を実施する。
汚水ポンプ施設 (ポンプ本体)	健全度2以下で改築を実施する。

iii) 改築事業の概要（令和7年度から令和12年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	該当なし
汚水ポンプ施設 (ポンプ本体)	該当なし

b) 施設の長期的な改築の需要見直し

改築の需要見直し (年当りの概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
【管路】 年当り概ね0.9億円	【管路】 概ね45年間	【管路】 ・改築更新の開始時期を汚水処理施設整備が概成となるR9以降とする。 ・管路劣化傾向や社会的要因などを考慮し、最終整備年はストックマネジメント全体計画策定年度（R3）から50年後のR53で設定し、年次経費が一律となるよう平準化を行う。
【ポンプ場】 年当り概ね0.2億円	【ポンプ場】 概ね20年間	【ポンプ場】 ・目標耐用年数を標準耐用年数の1.7倍に設定
【合計】 年当り概ね1.1億円	—	—

(様式3) 財政計画書

毎会計年度の工事予定額及びその財源を以下に示す。

財政計画書 (イ. 経費の部)

(単位: 百万円)

年 度	イ. 経 費 の 部									
	建 設 改 良 費						起債元利 償還費	維持管理費	管理運営費 負担金	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	建設費 負担金	計	うち用地費				
昭和55から 令和6まで	42,446 42,545	346 356	11,594 11,594	4,776 4,694	59,162 59,189	948 948	46,106 46,541	1,296 1,504	12,672 12,311	119,236 119,545
令和7	266 628	— 4	— —	59 36	325 668	— —	1,083 1,242	31 335	550 408	1,989 2,653
令和8	— 562	— 19	— —	— 35	— 616	— —	— 1,164	— 339	— 387	— 2,506
令和9	— 20	— 33	— —	— 34	— 87	— —	— 1,101	— 357	— 395	— 1,940
令和10	— 0	— 11	— —	— 35	— 46	— —	— 951	— 337	— 390	— 1,724
令和11	— 0	— 10	— —	— 37	— 47	— —	— 880	— 340	— 382	— 1,649
令和12	— 0	— 41	— —	— 36	— 77	— —	— 803	— 342	— 384	— 1,606
小 計	266 1,210	— 118	— —	59 213	325 1,541	— —	1,083 6,141	31 2,050	550 2,346	1,989 12,078
合 計	42,712 43,755	346 474	11,594 11,594	4,835 4,907	59,487 60,730	948 948	47,189 52,682	1,327 3,554	13,222 14,657	121,225 131,623

財政計画書（口. 財源の部）

（単位：百万円）

年 度	口. 財 源 の 部										
	建 設 費						維持管理費及び起債償還費				合計
	国費	起債	他会計 繰入金	受益者 負担金	その他	計	下水道 使用料 ※	他会計 繰入金	その他	計	
昭和55から 令和6まで	17,772 17,779	28,531 28,413	9,458 9,652	3,396 3,329	5 16	59,162 59,189	13,161 12,892	46,579 47,130	334 334	60,074 60,356	119,236 119,545
令和7	70 337	216 323	1 4	38 4	— —	325 668	566 710	1,098 1,275	— —	1,664 1,985	1,989 2,653
令和8	— 325	— 278	— 6	— 7	— —	— 616	— 692	— 1,198	— —	— 1,890	— 2,506
令和9	— 7	— 51	— 14	— 15	— —	— 87	— 716	— 1,137	— —	— 1,853	— 1,940
令和10	— 5	— 39	— 1	— 1	— —	— 46	— 694	— 984	— —	— 1,678	— 1,724
令和11	— 5	— 41	— 0	— 1	— —	— 47	— 688	— 914	— —	— 1,602	— 1,649
令和12	— 20	— 55	— 1	— 1	— —	— 77	— 693	— 836	— —	— 1,529	— 1,606
小 計	70 699	216 787	1 26	38 29	— —	325 1,541	566 4,193	1,098 6,344	— —	1,664 10,537	1,989 12,078
合 計	17,842 18,478	28,747 29,200	9,459 9,678	3,434 3,358	5 16	59,487 60,730	13,727 17,085	47,677 53,474	334 334	61,738 70,893	121,225 131,623
下水道使用料※ 関連事項	<p>接続率：85.5%（令和8年度：初年度） → 85.8%（令和12年度：最終年度）</p> <p>講じる対策：未接続家屋へのPR活動</p> <p>水洗化率は近年の人口減少に合わせ横ばいであるが、令和7年度より供用開始3年以内の地区を対象とした宅内配管補助制度を開始し、工事説明、工法・ホームページを通じたPRを行い促進を図るとともに、ほぼ概成となっている本処理区においても投資効果を見極め、効率的な整備を図る。</p> <p>有収率：82.0%（令和8年度：初年度） → 82.1%（令和12年度：最終年度）</p> <p>講じる対策：漏水箇所の点検調査等による早期発見</p> <p>有収率の向上及び効果的な改築事業を行う。</p> <p>その他の講じる対策</p> <p>施設の老朽化に伴う改築工事等により今後の整備費の増加が見込まれるため、令和9年4月より使用料の改定を行う予定であり、今後も概ね5年ごとに使用料の見直し検討を実施し、健全な下水道事業の運営を行うべく方針を立てている。</p>										